

## 『就学援助制度』についてのお知らせ

合志市教育委員会

本市では、経済的な理由で就学に係る支出が困難である場合、合志市就学援助要綱に基づき認定された方を対象に、学用品費や給食費等の一部を支給しています。(支給項目は裏面のとおり)

## ▼支給の条件

児童生徒が市内小・中学校に在学していること。かつ、世帯収入(別世帯含む)が合志市就学援助要綱に基づく収入基準に該当し、就学援助が認定となること。

※収入基準は世帯構成・状況により変動するため、審査前にお尋ねいただいた場合も回答できかねますのでご了承ください。(おおよその目安は300万以下ですが、世帯によって異なるため、希望される場合は申請書をご提出ください。)

## ▼提出書類(世帯に1部で可)

令和6年度 就学援助申請書兼請求書 ※世帯に1部で可

**現世帯(別世帯含む)の中で、令和6年1月1日時点で合志市に住民登録がない方のみ提出してください。**

【追加提出書類】令和6年6月1日以降に発行される「令和6年度 所得課税証明書(各個人分)」

※社会保険料控除、ひとり親控除、寡婦(夫)控除の記載があるもの。

※扶養に入っている未成年者分は不要です。世帯分は受付できません。

※提出がない場合は審査ができませんので、ご了承ください。

令和6年2月に入学準備金を申請された世帯は、今回申請書の提出は必要ありません。ただし、令和6年1月1日に住所がない世帯員については、上記のとおり、令和6年度所得課税証明書を提出が必要です。

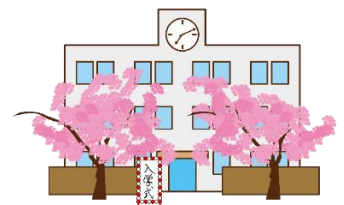
## ▼提出期限・提出場所・認定期間

提出書類が揃っていない場合や、必要事項の記入がない場合は、受付できませんのでご注意ください。

提出期限	提出場所	認定期間
5月21日まで	各学校(小・中学校それぞれにお子様がいる場合は、中学校へご提出ください。)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
5月22日から 6月末日まで	合志市教育委員会学校教育課 (合志市役所防災センター2階:50番)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
6月以降(随時)		提出月の1日から 令和7年3月31日まで

※転出や世帯員変更による収入の増により、支給条件に該当しなくなった場合は、その当月末にて認定資格は消滅しますのでご了承ください。

裏面も必ずご確認ください



## ▼支給項目一覧

前期(10月末)、後期(3月末)に分けて指定の保護者口座へ支給します。

※学校納付金に未納がある場合、就学援助費から充当を行い、未納金額分は学校口座へ振り込みを行いますのでご了承ください。

援助の種類	金額および内容	
新入学児童生徒学用品費	合志市教育委員会が定めた金額	※今回、入学準備金を受給した方は対象外 ※7月までに認定された方のみ
学用品費・通学用品費	合志市教育委員会が定めた金額	※新入学児童生徒は通学用品費を除く
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に必要な経費 (こづかい等除く)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費 および見学科
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費 および見学科
学校給食費	実費および免除	4月～7月分:認定日以降に負担した給食費を支給 8月～3月分:認定日以降の給食費を免除
医療費	実費	認定日以降に受診した、学校保健安全法で 定められた疾病の治療に要する経費
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	掛金のうちの保護者負担分	※合志市の小中学校にて掛金を徴収された方のみ
部活動費	実費(上限あり)	認定日以降に保護者が負担した部活動に 要する経費(入部費・部費のみ)
PTA 会費	実費(上限あり)	認定日以降に保護者が負担した PTA 会費
オンライン学習通信費	1,000 円/月	認定日以降に保護者が負担した通信費 (レンタルに係る費用も含む)

## ▼その他注意事項

世帯に未申告者がいる場合、審査ができません。確定申告を行った当月から、申請および認定が可能となりますのでご了承ください。

### 【問い合わせ先】

合志市教育委員会 学校教育課  
学務指導班  
(TEL)096-248-2366